

6月20日の本会議において、福祉教育常任委員会に付託を受けました議案第40号について、6月21日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

今回の条例の制定は上位法に基づく改正によるものであるが、湖南省独自の改正内容も入っているのかとの質疑に対し、介護保険ができた当初から所得別の段階を細かく設定して所得の低い人にも納めてもらいやすくしており、今回の改正にあたって新たな独自の改正案はないとの答弁でした。

国民健康保険税の支払い回数などと統一させるのかとの質疑に対し、おうみ自治体クラウド協議会のシステムになる今年10月以降は、ほとんど全てが10期になると思われるとの答弁でした。

質疑のほかに、納期も変更するのであれば今回の改正で挙げるべきだとの意見も出ました。

討論はなく、採決の結果、議案第40号 湖南省介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。